

## 高校3年生 世界史B選択宿題【4月15日】

時代と流れで覚える！世界史B用語集の6ページ～23ページの受験勉強してください。学校が再開してから、授業内で確認テストを行いたいと思います。

本年度、高校3年生の世界史を担当することになりました田中です!! コロナウィルス感染拡大で世の中は大変なことになっていますが、皆さんは元気に過ごしていますか? 自宅待機の時間が続きますが、ここは発想を転換して受験勉強の時間につぎ込める!! と、思って必死になって覚えましょう。

高3の皆さん、こんにちは。

今年度、皆さんの日本史を担当します、川下と星です。

新年度のスタートをコロナウィルスに挫かれ、不安や憤りを抱えている3年生も多いことと思います。

ただし、ここは考えようです。

……この機会にガッツリ勉強して、例年より早く入試モードに突入しましょう！ 大事なものは心の持ちよう……逆境をチャンスに変えるか……それとも、流されていくか……いずれとも自分次第！ さあ、取り残されないよう、動く！ 動く！ 考える！

日本史は、ドンドン先を予習してきてもらいますよ～。以下のプリントの空欄を教科書や図録などで調べて埋めてきてください。1回目は、『江戸幕府の成立～鎖国の完成』について。昨年度末の豊臣政権以後の近世の様子についてしっかり予習してきてください。

1組はすでにプリントを配っているので、そのプリントを。

（足りない部分は以下の資料からプリントアウト）2組は以下の資料をプリントアウトして空欄を穴埋めするように。

〔日本史N○35①〕 — 江戸幕府の成立と武断政治

A. 江戸幕府の成立

ア. 豊臣秀吉没後の政局(1598年以降)

徳川家康(五大老の筆頭) VS ( ) (五奉行)  
・加藤清正、福島正則ら ・小西行長、宇喜多秀家ら

イ. ( ) 1600年

東軍：徳川家康・( )

西軍：毛利輝元・( )

ウ. 幕府開設 1603(慶長8)年

徳川家康が、後陽成天皇より将軍宣下を受け幕府を正式に開設する。

エ. その後の動向

1605年徳川秀忠、征夷大将軍任官

**領知宛行状**の発給・国絵図・郷帳の作成・提出

オ. 大坂の陣 1614-1615年

①豊臣秀頼 — 大坂城を居城とし 65万石の大名となる。豊富な経済力を頼りに諸国の牢人が集まる。

②方広寺鐘銘事件 1614年

徳川家は、豊臣家の経済力を削減するために、秀頼に寺社修築を勧めた。これを受け容れた豊臣家は方広寺(京都)の再建を実施し、同時に鐘も铸造した。この鐘には銘文が刻まれるが、それには「国家安康」「君臣豊楽」とあった。

この文が家康を呪うものと嫌疑をかけられた。

③徳川家康 — (1)豊臣秀頼の転封 (2)城内の牢人の退去

④大坂冬の陣 1614年

⑤大坂夏の陣 1615年

→豊臣家滅亡

B. 幕府の諸統制

ア. 朝廷・公家に対する政策

①基本的姿勢 — 江戸幕府は、朝廷から征夷大将軍に任命されることから、表面的には敬う体裁をとったが、政治的経済的制約を加えた。また、官位制度・改元・改暦など旧来の朝廷の機能をも実質的に幕府に摂取されるようになる。

②禁中並公家諸法度 — 1615(元和元)年、起草者は( )で全17か条。

2条 撰関家でも器用(才能)がなければ、三公・撰関に任命されない。

16条 ( )の授与は、幕府の許可をとること。

→ 1627(寛永4)年、( )天皇が既に数十名の僧侶に( )着用を勅許していたものを幕府が無効とした。これに大徳寺の( )らが反抗し

たので、1629年に( )を出羽に流した。この後、天皇は( )天皇(秀忠の孫)に譲位し、修学院離宮に隠遁してしまった。

③( ) — 朝廷の監視を任務とし、( )(公家 2 名)と連携して、武家側奏請を朝廷に伝える。

#### イ. 大名・旗本統制

①大名 — 親藩・譜代・外様の 3 種類に分類される。高 1 万石以上の将軍直属の武士。

- ・親藩大名 — 徳川一族の大名。
- ・譜代大名 — 関ヶ原の戦以前より徳川家に仕えた大名。
- ・外様大名 — 関ヶ原の戦以後に徳川家に仕えるようになった大名。

②旗本・御家人 — 高 1 万石未満の将軍直属の武士。旗本はお目見え以上、御家人はお目見え以下。

③( ) 1616(元和元)年  
各大名に居城以外を破却することを命じる。

④( ) 1616(元和元)年  
金地院崇伝が起草。政治規則・治安規定・儀礼など。将軍の代替わりごとに発令される。寛永令(1635 年)で参勤交代が制度化される(cf.諸士法度)。

ともに史料集 P146<sup>2</sup>を覚える

将軍の代替わりごとに発布

4代 家綱(寛文令)	( )禁止
5代 綱吉(天和令)	( )の許可・( )の禁止
6代 家宣(宝永令)	( )の編纂
8代 吉宗(享保令)	天和令を踏襲し、以後変わらず

ウ. 幕府職制 — 史料集 P147<sup>1</sup>を覚える(特に大老・老中・大目付・郡代・遠国奉行・側用人・目付け・京都所司代は重要)

特徴も(庄屋仕立て・月番制・評定所など)

## C. 宗教政策

### ア. キリスト教禁止令

①( ) 1609(慶長 14)年

ポルトガル船マードレニデウス号が長崎に入港した。前年に自分の朱印船の乗組員を殺害された( )は、報復のために撃沈する。

②( ) 1610(慶長 15)年

マードレニデウス号撃沈で恩賞をもらえと思った( )は、事件当時、本多正純の与力( )から旧領肥前三郡の領地替えが予定されていることを知らされる。晴信が、その促進を図り大八に金品を贈ったため、大八は偽造した朱印状を晴信に送った。しかし、旧領への所替えの沙汰がないので本多正純に催促したところ、事件が発覚した。岡本大八は火刑に、有馬晴信は甲斐に流刑となった(彼らはいずれもキリシタンであった)。

③禁教令(キリスト教禁止令) — 1612 年に天領へ発令。1613 年、全国へ発令。

1614 年( )が国外追放となる。

1622 年( )

④禁教政策—1637 年( )の乱が契機

島原城主( )・天草城主( )の圧政に対する一

揆 → ( )を首領に原城にろう城

→ 老中( )が鎮圧

(a) ( ) — いずれかの寺院の( )として一般民衆を従属させ、各寺院の( )(宗旨人別帳ともいう)に登録される。必要に応じて( )を発行してもらう。このように一般民衆を寺院に登録させることを宗門改といい、1640 年に( )を設置して、これを実施した。

(b) ( ) — 九州北部を中心に行われた聖画像を踏むことによりキリシタンを検出する方法。

### イ. 宗教政策

①諸宗寺院法度 — 1615 - 16 年に宗派別に下附し、1665 年に各宗共通の法を発令する。

〔内容〕宗学儀礼の奨励・本山末寺制の確立・僧侶の階級厳守・悪僧徒党の庇護禁止・僧侶の任命方式など。

②諸社禰宜神主法度 — 位階・神事・神領・修理などを規定する。これにより、もともと各神社は吉田家・白川家の支配に入っていたが、吉田家の支配力が強まることになった。

③( ) — 一宗派の中心寺院を( )とし、ほかの一般寺院を

( )として、これに従属させて、宗派ごとに統制する方法。これを取り締まるのが寺社奉行。

ウ. 宗教弾圧 — 日蓮宗の( )は、法華を信じない者の施しを受けず、また施しもしないという考え方(始祖: )を持つことから、幕府により弾圧される。

## A. 江戸幕府の農政

### ア. 農民対策

①村 — 百姓の家屋敷・田畑・原野・山林・海浜を含む領域をさす。17世紀末葉には、6万もの村落数にのぼる。村の中では、( )・( )などの共同作業を行なって、相互の生活を支援しあった。この費用は、村民共同負担の( )によった。

②( ) — 地方三役とも言う。村の運営の中心となり、入会地の利用・用水山野の管理・防災などの自治を行なった。

a ( ) — 一年貢納入の責任者で、村の自治一般を行なう。関西では庄屋、東北では肝煎と呼ばれる。

b ( ) — 年寄とも言われる名主の補佐役で、一村に数名存在する。

c ( ) — 一般農民の代表で、年貢などの諸負担の割当を行なう。

d ( ) — 年貢納入にあたっては、村単位に石高を決定し、村単位で年貢を徴収した。年貢納入は、村側で取りまとめて行なうものとされた。

e ( ) — 村民は、数戸ごとにグループを作らされ、互いに年貢納入の連帯責任、犯罪の防止の義務を負うことになった。『五人組前書』に規定あり。

### ③村民

a ( ) — 検地帳に登録された高持百姓で貢租の負担義務を有する。

b ( ) — 検地帳に登録されない無高の百姓で貢租義務がない。

### ④税負担

a ( ) — 田地に対する本租で、年貢ともいう。田地に対するものを田方物成、畑地に対する畑方物成という。村単位で徴収される。

税率は、( 公 民)〈約 %〉→( 公 民)〈約 %〉。

b ( ) — 土地の用益・産物に対する雑税。その地方の特産品等を納める。

c ( ) — 村高に応じ課された付加税で、幕領・私領を問わず賦課された。

※高掛三役 — 伝馬宿入用・六尺給米・蔵前入用

d ( ) — 治水工事等の大規模な作業の際の夫役労働を一国単位で賦課

する。

e ( ) — 主要街道周辺の農民から公用として人馬を出させる夫役。

B. 幕府の農業政策 — 幕藩体制を支えるのは、農業生産を行なう農民であり、その農業維持は幕府にとって重要な事柄であった。

ア ( ) — 1641-42,西日本の早魃・東日本の長雨で凶作となり、全国で5-10万もの餓死者を出す。

イ ( ) — 1643(寛永20)年,土地の富農への集中・本百姓解体の防止を目的とする。

ウ ( ) — 1643(寛永20)年,本田畑に五穀( . . . )以外の作物を作ることを禁止する。

エ ( ) — 1649(慶安2)年,幕府が農民を対象として発した32か条の心得。公儀法度の遵守,衣食住の制限など日常全般にわたる。

オ ( ) — 1673(延宝元)年,田畑の細分化を防ぐため,名主は( )石以上,本百姓は( )石以上の保有者に限り分地を認めた。1713(正徳3)年令では,( )石,( )町歩を越える部分のみの分地を認めた。

C. 町支配

ア. 町政—町名主・( )・月行事などが運営

イ. 税負担—( )…屋敷の間口に賦課・( . . . )…営業税

D. 身分制度—( )

武士—支配階級…( )・切捨御免などの特権

農民・職人・商人—被支配階級…( )の権限が強い

( . . . )—居住区・職業などの差別

## E. 対外政策

### ア. 初期の外交

- ①外国人の登用 — (a) ウィリアム=アダムス(三浦按針)  
(b) ヤン=ヨーステン(耶揚子)

②通商交渉 — (a)( )のノビスパン派遣 1609 年  
前ルソン提督のドン=ロドリゴ=ヴィベロが房総半島御宿に漂着した。  
幕府はこれに船舶を与えて帰国させる。この時に田中が随行し通商交渉を行うが失敗した。

(b)( )1613 年  
伊達政宗が( )をノビスパン・イスパニア・イタリアへ派遣しローマ法王に謁見する。また、通商交渉するが失敗。

③貿易 — (a) ( )  
貿易を行なう者は、幕府の許可が必要であった。許可された者は、幕府より朱印状を下付される。この事から貿易船のことを( )という。

(b)( )  
生糸の取り引きを行なう者に( )仲間をつくらせて輸入を独占させる事により、価格の釣り上げを防止した。この仲間は、はじめ( )( )の 3 箇所の商人で構成されたが、のちに( )( )が加わった事から五ヶ所商人という。

### イ. 鎖国

#### ①経過

1613	イギリス人に通商許可
1616	外国船(清船以外)の寄港地を平戸・長崎に限定する
1623	イギリスは平戸商館を閉鎖して退去
1624	<u>イスパニア船の来航禁止</u> ←1620 平山常陳事件
1631	<u>奉書船精度</u>
1633	奉書船以外の海外渡航禁止(鎖国令 I)
1634	海外通商交渉制限令(鎖国令 II)
1635	海外渡航全面禁止(鎖国令 III)
1636	ポルトガル人の子孫の国外退去(鎖国令 IV)
1637	島原の乱 (-38)
1639	ポルトガル船の来航禁止(鎖国令 V)
1641	<u>オランダ人を出島に移す</u>



②意義 — 幕府の貿易独占権の確立と国内でのキリスト教禁止政策が徹底できた。

#### ウ. 琉球・蝦夷地

①琉球征伐 — 1609 年、薩摩藩主( )が出兵し、首里城を攻略して国王( )を捕らえた。以後、琉球は日明(→清)2 カ国の層国となる。また、琉球は徳川將軍の代替わりごとに慶賀使を、国王即位の時には謝恩使を江戸に派遣した。また、薩摩藩には毎年( )を派遣した。

②蝦夷地支配 — 蛸崎慶広が 1592 年に蝦夷地支配を豊臣秀吉から認可された。1599 年に蛸崎氏は松前氏に改姓して 1604 年に徳川家康から黒印状を下付されて交易独占権を獲得した。松前藩では漁民を百姓と呼び、納税義務者とし、昆布や鯨等を納めさせた。また、家臣との主従制を維持するために、アイヌとの交易場所(= )とか( )という)を封土の代用とした。このような制度を( )という。

#### エ. 朝鮮

①国交 — 文禄・慶長の役以来、正式な国交はなかった。徳川家康が、対馬の宗氏に依頼して国交を回復する。朝鮮側には朝鮮人捕虜の返還・国情視察などの目的があった。

②己酉約条 — 1609 年、国交回復にともない締結する。貿易は宗氏の独占とする。歳遣船は 20 隻とする。倭館が釜山に置かれる。

#### オ. 長崎貿易

①通信国 — 朝鮮国・琉球国

②通商国 — 清国・オランダ(～オランダ風説書・カピタン)

③貿易 — 定高仕法(1685)→オランダ銀( )貫・清銀( )貫

④規制 — ( )を設置して、中国人の居住区を設定する。また、清の船舶は 70 隻に制限する。

#### F. 寛永文化……史料集 P156・157 参照